

新飛泉

第21号

(株)イメージプラン飛驒
〒506-0808
高山市松本町2118-27
TEL 0577 35-2360
FAX 0577 35-0507
<http://www.image-plan.com>
taruhida@iilac.ocn.ne.jp

発行責任者 下裏 祐司
編者 内木 俊示

今月の紙面

特集記事

「岐阜県裏金問題」

前代未聞の公金横領と言われてもおかしくない組織ぐるみの裏金作りは県の信頼を根底から揺るがす大問題となっています。

岐阜県裏金問題

再発防止策としての有効手段は何か

岐阜県庁の裏金問題が連日非常に大きく取り上げられています。弁護士らによる検討委員会が9月1日に報告書をまとめ、裏金づくりが少なくとも2003年までの12年間に及び、総額約17億円に上ることがわかりました。

県庁内では以前から、カラ出張や食糧費などの架空請求によって公費をプールする裏金づくりが横行していたとされ、不正は公金の使途を監視すべき監査委員会事務局など、ほぼすべての部署に及んでいました。

問題が表面化した7月初め

から、県庁には抗議が殺到しています。裏金は、もとはといえば税金であり、公共サービスのために納めたお金が横領されたようなものです。県民の怒りは当然のことといえます。

プールされた裏金は、官官接待や職場の飲食などに使われていました。大半が職員組合の口座に集められ、組合の活動費や不祥事で懲戒免職になった職員の生活援助にも用いられていました。まさに役所ぐるみの不正行為です。

この裏金問題に対し、検討

委員会は59ページに渡る報告書を知事に提出しましたが、この報告書の中で再発防止のための提言も含まれていました。提言のポイントは次の6つです。

- 1 公務員倫理の確立と職員の意識改革
- 2 情報公開の徹底
- 3 公益通報者保護制度の運営の見直し
- 4 内部チェック機能の強化・充実
- 5 外郭団体や民間業者との適正な関係の確保
- 6 適性な労使関係の構築

その詳細は次のように書かれています。

- 1 公務員倫理の確立と職員

の意識改革
県職員による組織ぐるみの

不適正資金づくりと長年にわたる隠ぺいにより、けん制に対する県民の信頼は失墜した。不適正資金作りを担っていた一般職員のみならず、これを隠そうとした幹部職員の倫理意識は非常に大きな問題である。

そこで、県民の信頼を回復するために、改めて公務員倫理の確立と職員の意識改革の徹底を図る必要がある。

- (1) 職員の意識改革と公務員倫理の確立

職員による組織的な不正経理資金づくりは、職員全体に遵法意識、税金が県民の血と汗の結晶であるとの意識が希薄であることをうかがわせる。そこで、公務員活動の財源は県民から預かった貴重な税金であるとの意識を持たせ

るのみならず、これを不正使用すれば犯罪に該当すること
を認識させるために、職員に
対する倫理研修を強化する必
要がある。

一方、不正経理資金づくり
の背景には、予算化されるべ
きものが予算化されないため
に、不正を知りつつ実行した
という事例もあるが、現在の
規定、システムが実態に合わ
ないとき、それをかいくぐる
ような便法を考えるのではな
く、実態に即した規定、シス
テムに改訂ないし是正してい
く考え方に意識を変えていく
必要がある。

(2) 管理職の意識改革
不正経理資金の処理を部下
に任せて放置するなど、無責
任な管理職が少なからず見受
けられたことから、特に管理
職には、所属職員をまとめる
とともに職員の業務を監督す
る重要な職責を有することを
自覚させる必要がある。

(3) 職員の情報共有化
所属の一部の職員だけに情

報が留まると、不正行為や問
題事例が種自他ときに隠ぺい
を招きやすい。したがって、
職員間の情報共有を徹底し、
特に問題となる情報について
は上司に報告して対応するこ
とが重要である。

(4) 職員評価と人事登用の
見直し
管理職及び一般職員に対す
る評価制度を見直し、意欲と
能力を備えた職員を積極的に
登用する。

2. 情報公開の徹底

今回の不正経理資金づくり
と隠ぺいから生じた結果で明
らかなように、隠すことはか
えって問題を複雑化、悪化す
ることになる。徹底した情報
公開こそが、問題の抑制と早
期発見、早期対応を可能にす
るのであり、行政情報の透明
性をより高めることが不正の
ない組織にするための最良の
策である。(1) 岐阜県情報
公開条例の適用においては、
できるだけ公開範囲を拡大

し、より多くの情報を県民に
提供する。

例えば、職員の出張情報や、
旅費、食糧費、賃金、消耗品
等、不正経理資金づくりの財
源になりやすい会計記録の保
存期間を見直したり、県民が
情報にアクセスしやすい態勢
を充実させる。(2) 情報公
開請求への対応という受動的
な場面だけでなく、ぎふポー
タル(県のホームページ)や
広報誌を通じて能動的な情
報公開を進めることも肝要で
ある。

3. 公益通報者保護制度の運 営の見直し

本年4月1日から公益通報
者保護法が施行され、岐阜県
においても公益通報者総合窓
口が設置された。にもかかわらず、
本件問題が庁外から始
まっており、公益通報制度が
十分機能していないことをう
かがわせる。同制度が機能し
ていなかった原因を調査し、
公益通報者の保護を万全にす

るとともにコンプライアンス
委員会を設けるなど、自浄作
用が十分働くシステムに再構
築する必要がある。

4. 内部チェック機能の強 化・充実

(1) 会計事務のチェッ
ク機能

県では、平成12年度から13
年度にかけて発生した不正な
会計処理を受けて、平成13年
9月に、会計事務処理システ
ムの見直し、検査体制の強化、
研修の強化、人材育成・人事
配置・支援体制等の整備、会
計事務等の集約化・アウト
ソーシングの推進を柱とした
「会計事務改革に関する基本
的な方針」を策定し、必要な
措置を取ってきた。引き続き
これを徹底するとともに、さ
らに、次のような対応策の導
入を検討する。

審査・確認体制の強化

旅費、対外交流費、修繕費
などの執行にあたって、支出
の根拠を明確にする関係書類

を提出させるなど、出納審査において各課の支出命令が適正に行われているかどうかを多重的にチェックする。

検査体制の強化

・必要に応じて、事務事業や検査を担当する職員に対するヒアリング調査、宿泊先、相手方、取引先に対する事実確認調査を行う。

・現金・金券類等の取扱状況を重点的に検査し、定期的に帳簿、金庫等の抜き打ち検査を行う。
・継続的に取引関係がある民間業者との間では、会計帳簿の提出を求めて照合する。

(2) 監査業務の充実

これまでの監査でチェックができなかったことを踏まえ、監査委員の増員、外部監査人の活用など監査体制を見直す。

5 外郭団体や民間業者との適正な関係の確保

外郭団体や民間団体との関係が時に癒着をもち、不正の温床となりかねないことから、これまでの関係を再検討する。

6 適正な労使関係の構築

職員との馴れ合いの結果として、本件隠ぺい工作が続いてきたことに鑑み適正な労使関係を再構築する。

職員組合の問題ではあるが、特に今回明るみに出た管理職の寄付者扱いを廃止し、また組合経理の透明化、責任の明確化などの組合運営のあり方を抜本的に見直す。

全59ページの報告書に対し、再発防止策の提言は3ページという扱いでした。今回の問題では、その内容を解明すること、今回の問題の責任の取り方に焦点がいつており、このような問題が2度と発生しないためにはどうすべきかという議論にはあまり踏み込めていないように感じま

す。しかし、この3ページの内容は、具体性には欠ける部分もありますが、一般の企業でも大いに参考になる部分があると思います。イメージプラン飛騨がいつも述べている内容に非常に近いものであり、岐阜県自体が活性化しなければいけないと断言できま

そうしなければ、また形を変えて再発する。』
報告書の中でも能動的な情報公開が必要であるという提言がありました。これは単に出張費などの科目公開というような考えを県職員が持っている恐れがあります。ここでいう能動的な情報公開とは「業務プロセスの公開」も意味として含まれているということ。今回のような問題が発生しないような仕組みを構築し、しっかりとプロセスで管理する必要があります。その部分の公開こそが、透明性の確保につながるのです。

9月2日付けの読売新聞朝刊で当社社長下裏のコメントが掲載されましたので、ここで紹介したいと思います。

「県政再生プログラム(仮称)」を今月中にまとめ、公表する計画になっています。このプログラムで具体的な再発防止策が見えてくると思いますが(見えてこないといけないのですが...)、次回ではそのプログラムを検証してみたいと思います。

『(先月3日発表された)4億6600万円は氷山の一角だと思っていたので、金額が17億円に増えても驚きません。このようなことが発生しないように、業務の仕組みを根本的に見直し、そのプロセスを公開することが必要だ。』